



獣医療法第3条に基づく診療施設開設届

平成 7 年 10 月 13 日

東京都知事

青島 幸男

殿

住所 142 東京都品川区平塚 2-5-8
 氏名 有限会社 キヤッツ A.M.C.
 (名称・代表者) 代表 渡辺 泰章
 TEL 03-5702-0011

獣医療法第3条の規定に基づき、次のとおり届けます。

開設者	氏名(名称)	有限会社 キヤッツ A.M.C. 代表 渡辺泰章		
	住所	品川区平塚 2-5-8		
	獣医師であることの有無	有 ☒ 無 ☐	登録番号	03-5702-0012
診療施設	名称	猫医療センター		
	開設場所	142 品川区平塚 2-5-8		
	電話番号	03-5702-0012		
開設年月日		1992 年 7 月 1 日		
管理者	氏名	渡辺 泰章		
	住所	品川区平塚 2-5-8		
診療獣医師名	氏名	免許証登録番号	登録年月日	
	尾川 裕子	[REDACTED]	[REDACTED]	
	渡辺 泰章	[REDACTED]	[REDACTED]	
診療業務の種類		小動物の診療及び治療		



診療施設届出事項変更届

平成 8 年 4 月 24 日

東京都知事 青島幸男 殿

住所
氏名
(名称・代表者)

東京都品川区平塚2-5-8
有限会社 キャッツ A.M.C.
代表 渡辺 泰章
TEL 03-5702-0012

獣医療法第3条の規定に基づき、診療施設の届出事項の変更を、次のとおり届けます。

1. 開設者の氏名及び住所
氏 名 (名称)

有限会社 キャッツ A.M.C.
~~三度 辺 泰章~~

住 所

品川区平塚2-5-8

2. 診療施設の名称及び開設場所
名 称

~~東京都品川区平塚2-5-8~~

猫医療センター

開設場所

~~有限会社 キャッツ A.M.C.~~

~~代表 渡辺 泰章~~

~~TEL 03-5702-0012~~

品川区平塚2-5-8

3. 変更事項

・ 獣医師
1名追加

(新) 近藤博美
(旧)

・ ~~診療施設名称~~

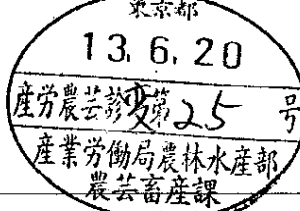
(新) ~~有限会社 キャッツ A.M.C.~~

(旧) ~~猫医療センター~~

(新)
(旧)

※設備の変更にあつては、構造設備の概要と平面図を添付すること。

入力済



第4号様式

診療施設届出事項変更届

平成13年6月15日

東京都知事 殿

東京都品川区平塚2-5-8

開設者 住所 有限会社 キヤッツ A.M.C.
氏名 代表 渡辺 泰

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその
獣医師免許の登録 (有・無))

電話番号

ファクス番号 03-5702-0013

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更する診療施設	ふりがな 名称	猫医療センター	
	ふりがな 開設場所	郵便番号 品川区平塚 2-5-8	
	電話番号	03-5702-0012	ファクス番号 03-5702-0013
	変更年月日	平成13年 4月 1日	
変更事項	1 開設者の住所 2 診療施設の名称 3 住居表示の変更 4 診療施設の構造設備 5 管理者の氏名及び住所 6 診療の業務を行う獣医師名 7 診療の業務の種類 8 法人の定款又は寄附行為 9 エックス線関係		
	(変更前) 獣医師 近藤 博美 (変更後) 獣医師 尾川 裕子		

注意事項

- この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。
- 開設者の印は、開設者が法人の場合に押印し、開設者が個人の場合は押印は不要です。
- 変更事項は、1から9までの中から選んで○を付けてください。なお、変更事項が4の場合は診療施設の平面図の写しを、6の場合は獣医師免許証の写しを添付してください。
- エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。
 - エックス線装置の更新 製作社名、型式及び台数
 - エックス線診療室の構造の変更 撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更
 - 予防措置の変更
 - エックス線診療に従事する獣医師の変更

(日本工業規格A列4番)

診療施設届出事項変更届

平成15年11月28日

東京都知事殿

東京都品川区平塚2-5-8

開設者 住所 有限会社 キヤッツ A.M.C.

氏名 代表 渡辺 泰 (印)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録 (有・無)

電話番号 03-5702-0012

ファクシミリ番号 03-5702-0015

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更 する 診療 施設	ふりがな 名 称	猫医療センター	
	ふりがな 開設場所	郵便番号 142-0051 品川区平塚2-5-8	
	電 話 番 号	03-5702-0012 ファクシミリ番号 03-5702-0013	
	変 更 年 月 日	平成 15 年 11 月 28 日	
変 更 事 項	1 開設者の住所 ② 診療施設の名称 3 住居表示の変更 4 診療施設の構造設備 5 管理者の氏名及び住所 ⑥ 診療の業務を行う獣医師名 7 診療の業務の種類 8 法人の定款又は寄付行為 ⑨ エックス線関係		
	(変更前) ② 猫医療センター ⑥⑦ 尾川裕子 (変更後) ② AMC P=マルク77 ⑥⑦ 河村千里 (), 日景淳 () 蔵留千鶴 (), 上野元裕 ()		

注意事項

- この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。
- 開設者の印は、開設者が法人の場合に押印し、開設者が個人の場合は押印不要です。
- 変更事項は、1から9までの中から選んで○を付けてください。なお変更事項が4の場合は診療施設の平面図の写しを、6の場合は獣医師免許証の写しを添付してください。
- エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。
 - エックス線装置の更新 製作社名、型式及び台数
 - エックス線診療室の構造の変更 撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更
 - 予防措置の変更
 エックス線診療に従事する獣医師の変更



診療施設届出事項変更届

平成16年11月8日

東京都知事 殿

開設者 住所 東京都品川区平塚2-5-8

氏名 有限会社 キヤッツ A.M.C.

(法人にあつては、代表者事務所の所在地及名称)

獣医師免許の登録EL (有・無) 702-0012

電話番号

ファクシミリ番号

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更 する 診療 施設	ふりがな 名 称	AMCP=マルブリーニッ7	
	ふりがな 開設場所	郵便番号 142-0051 品川区平塚2-5-8	
	電 話 番 号	03-5702-0012 ファクシミリ番号 03-5702-0013	
	変 更 年 月 日	平成16年11月5日	
変 更 事 項	1 開設者の住所 ② 診療施設の名称 3 住居表示の変更 4 診療施設の構造設備 5 管理者の氏名及び住所 ⑥ 診療の業務を行う獣医師名 7 診療の業務の種類 8 法人の定款又は寄付行為 ⑨ エックス線関係		
	(変更前) ② AMCP=マルブリーニッ7 ⑥ ⑨ 三村千里 (変更後) ② 動物夜間病院 ⑥ ⑨ 梅原英輝		

注意事項

- この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。
- 開設者の印は、開設者が法人の場合に押印し、開設者が個人の場合は押印不要です。
- 変更事項は、1から9までの中から選んで○を付けてください。なお変更事項が4の場合は診療施設の平面図の写しを、6の場合は獣医師免許証の写しを添付してください。
- エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。
 - エックス線装置の更新 製作社名、型式及び台数
 - エックス線診療室の構造の変更 撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更
 - 予防措置の変更
 エックス線診療に従事する獣医師の変更

入付済

第4号様式

診療施設届出事項変更届

東京都知事殿

平成17年5月4日
東京都品川区平塚2-5-8

開設者 住所 有限会社 キヤッツ A.M.C.I

氏名 代表 渡辺 泰章

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録 (有・無)

電話番号

ファクシミリ番号

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更 する 診療 施設	ふりがな 名 称	トウキョウトウガツヤカンビョウイン 東京動物夜間病院
	ふりがな 開設場所	郵便番号 142-0051 品川区平塚2-5-8
	電 話 番 号	03-5702-0012 ファクシミリ番号 03-5702-0013
	変 更 年 月 日	平成17年5月4日
変 更 事 項	1 開設者の住所 ② 診療施設の名称 3 住居表示の変更 4 診療施設の構造設備 5 管理者の氏名及び住所 ⑥ 診療の業務を行う獣医師名 7 診療の業務の種類 8 法人の定款又は寄付行為 ⑨ エックス線関係	
	(変更前) ② 動物夜間病院 ⑥、⑨ 日景 淳 (変更後) ② 東京動物夜間病院 ⑥、⑨ 五十嵐寛高 ()	

注意事項

- この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。
- 開設者の印は、開設者が法人の場合に押印し、開設者が個人の場合は押印不要です。
- 変更事項は、1から9までの中から選んで○を付けてください。なお変更事項が4の場合は診療施設の平面図の写しを、6の場合は獣医師免許証の写しを添付してください。
- エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。
 - エックス線装置の更新 製作社名、型式及び台数
 - エックス線診療室の構造の変更 撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更
 - 予防措置の変更
 エックス線診療に従事する獣医師の変更

一部開示決定通知書

堀 桂 子 様

東京都知事 石原 慎太郎

平成19年6月27日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	別紙1のとおり	
2 公文書の開示の日時 及び場所	日 時	開示請求者と別途協議
	場 所	開示請求者と別途協議
3 開示の方法	閲覧及び写しの交付	
4 開示しない部分並びに 開示しないこととする根 拠規定及び当該規定を適 用する理由	別紙2のとおり	
5 東京都情報公開条例第 13条第2項の規定に該当 する場合の公文書の開示 をすることができる時期	無し	
6 事務担当課	産業労働局 農林水産部 食料安全室 電話03-5321-1111 内線 37-392	
7 備 考	本件開示請求については、平成19年7月9日付20産労農食第340号で一部開示決定したところですが、請求者から異議申立があったことから、東京都情報公開審査会に諮問し、その答申を得て、平成20年5月27日付19総総法審第350号の決定に従い、一部開示するものです。	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます

ただし、この決定の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、決定の取り消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この決定があったことを知った翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名

- 1 獣医療法第3条に基づく診療施設開設届
(平成7年11月17日付労経農芸1465号、東京都農林水産部農芸畜産課と記された受付印のあるもの)
- 2 診療施設届出事項変更届
(平成8年4月30日付東京都農林水産部農芸畜産課と記された受付印のあるもの)
- 3 診療施設届出事項変更届
(平成13年6月20日付産労農芸診変第25号、東京都産業労働局農林水産部農芸畜産課と記された受付印のあるもの)
- 4 診療施設届出事項変更届
(平成15年12月1日付15産労農振診変第50号、東京都産業労働局農林水産部農業振興課と記された受付印のあるもの)
- 5 診療施設届出事項変更届
(平成16年11月9日付16産労農食診変第80号、東京都産業労働局農林水産部食料安全室と記された受付印のあるもの)
- 6 診療施設届出事項変更届
(平成17年5月6日付17産労農食診変第22号、東京都産業労働局農林水産部食料安全室と記された受付印のあるもの)